

(1) 処分した廃棄物の各月ごとの種類および数量【規則第12条の7の2第1項イ】

[illegible]

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	廃ガス中一酸化炭素濃度
測定位置	炉内出口	集塵機入口	煙突
測定日	連続測定	連続測定	連続測定
測定結果	連続測定	連続測定	連続測定

(3) 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじん除去の実施状況【規則第12条の7の2第1項ハ】

設備(場所)	煙突下部ばいじん除去	B/F下1室～3室下部・低溫A/H下部・ボイラー下 ロータリーバルブ内部ばいじん除去	煙突下部ばいじん除去	B/F下1室～3室下部・低溫A/H下部・ボイラー下 ロータリーバルブ内部ばいじん除去
除去した日	5月20日、21日	5月21日、22日、23日		
設備(場所)	煙突下部ばいじん除去	B/F下1室～3室下部・低溫A/H下部・ボイラー下 ロータリーバルブ内部ばいじん除去	煙突下部ばいじん除去	B/F下1室～3室下部・低溫A/H下部・ボイラー下 ロータリーバルブ内部ばいじん除去
除去した日				

ばい煙 (測定位置: 煙突入口)	排ガス採取日		4/9	5/12									
	結果の得られた日		4/17	6/2									
	基準値	単位	測定結果										
硫黄酸化物	130以下	ppm	定量下限値未満	定量下限値未満									
ばいじん	0.08以下	g/Nm ³	0.010	0.014									
窒素酸化物	225以下	ppm	120	100									
塩化水素	700以下	mg/Nm ³	1.3	定量下限値未満									

[illegible]